

●日本学生フライヤー連盟規約●

(名称)

【第1条】 本連盟は日本学生フライヤー連盟と称する。

(目的)

【第2条】 本連盟は、学生のスカイスポーツの振興を図ることによって、学生間のネットワークの拡大及び交流、技術と安全性の向上、大会・合宿参加者の増加、さらには学生フライヤーの増加によるスカイスポーツ界全体の発展、活性化を目的とするものである。

(組織)

【第3条】 本連盟は全国の学生スカイスポーツサークル及び学生フライヤー、ならびに後援者により構成される。

(会員)

【第4条】 本連盟の会員は、次に挙げる各地区連盟により構成される。

- (1) 東北支部
- (2) 関東支部
- (3) 関西支部
- (4) 北陸支部
- (5) 中国支部
- (6) 九州支部

(事業内容)

【第5条】 本連盟は第2条の目的を達成する為に、次の活動を行う。

- (1) スカイスポーツに関する催事、大会の実施及び運営。
- (2) スカイスポーツの安全に関する指導、啓蒙。
- (3) スカイスポーツの振興のため、各自治体機関への協力要請、及び指示に基づいた情報交換。
- (4) 各地区連盟間のネットワークの構築。
- (5) その他、本連盟の目的の遂行に必要な事業。

(役員)

【第6条】 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人

- (2) 副理事長 3人
- (3) 顧問 2人
- (4) 会計 1人
- (5) 広報 2人
- (6) メーリングリスト・名簿係 1人
- (7) ホームページ係 1人
- (8) ハンググライディング学生リーグ事務局 4～5人(うち2人は審議)
- (9) パラグライディング学生リーグ事務局 4～5人(うち2人は審議)
- (10) 地区連盟理事 6人

(役員を選出)

【第7条】 役員は総会において前任者の指名により選出する。総会後に役員の変更等がなされた場合は速やかに役員全体に告知する。

(任期)

【第8条】

- [1] 役員は任期は1年とする。ただし、役員は任期途中において役員の変更があった場合は、任期は前任者の残任期間とする。
- [2] 役員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(職務)

【第9条】

- [1] 理事長は本連盟を代表し会議の議長となり、会務を統括する。理事会を組織し、催事や規約等の承認を行う。本連盟の代表として、公益社団法人日本ハング・パラグライディング連盟(以下 JHF)事務局、各都道府県連盟及び NPO 法人 日本パラグライダー協会(以下 JPA)と連携を行う。
- [2] 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。理事長、会計と共に理事会を構成し、催事や規約等の承認を行う。また、副理事長はそれぞれ学生リーグ事務局と地区連盟を統括し、各種問い合わせに対応する。
- [3] 会計は本連盟の会計及び会計監査する。また、催事や大会の承認を行う。
- [4] 広報は隔月で JHF が発行する機関紙における本連盟スペースの記事作り及び本連盟への窓口となる。本連盟の公式 facebook や Twitter の管理を行う。
- [5] メーリングリスト・名簿係は、本連盟に加盟している学生の名簿を作成し

整理し、メーリングリストやオンラインストレージの管理を行う。

- [6] ホームページ係は本連盟のホームページの企画及び本連盟に関する競技結果を整理する。リーグと協力してリーグのページを管理する。
- [7] ハンググライダー学生リーグ事務局はハンググライダーにおける大会、合宿及びリーグ戦を統括する。
- [8] パラグライダー学生リーグ事務局はパラグライダーにおける大会、合宿及びリーグ戦を統括する。
- [9] 地区連盟理事は理事長に協力し、会務を執行する。

* 日本学生フライヤー連盟ホームページ <http://jsff.org/>

* 日本学生フライヤー連盟競技用アドレス：jsff.kyogi@gmail.com

* 日本学生フライヤー連盟問い合わせ用アドレス：jsff.toiawase@gmail.com

(会 議)

【第 10 条】 本連盟の会議は、総会及びオンラインを利用した通話やチャットにて行う。

(総 会)

【第 11 条】 総会は毎年 1 回開くほか、必要に応じて臨時に開くことが出来る。総会に付議する議事は次のとおりとする。

- (1) 前年度の活動報告及び反省に関すること。
- (2) 規約の改廃に関すること。
- (3) 大会、合宿及びリーグ戦の計画に関すること。
- (4) 予算および決算に関すること。
- (5) 役員を選出及び引継ぎと承認に関すること。
- (6) その他の重要事項。

(理事会)

【第 12 条】 理事長と副理事長、会計によって構成される。

(決議)

【第 13 条】 理事会に提出された議題については理事会の議決は理事会の全会一致で可決とする。

学連に提出された議題については役員で審議し、期日までに回答した役員の過半数と理事会全員の賛成があれば可決とする。

可決した内容については即座に会員全体へ通知するよう努めなければならない。

(経費)

【第14条】 本連盟の経費は、補助金及び本学連加盟費を持ってこれに充てる。

(会計年度)

【第15条】 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。旧年度の会計は会計の締日から2か月以内に会計報告を学連に提出する。

(大会)

【第16条】 本連盟に関する大会は公認大会と後援大会に分類される。

公認大会とは学連が定めた競技規定にのっとり学連地区支部が主催する大会のうち、学連が公認を与えたものをいう。

後援大会とは主催者の申請を受け、学連において一定の審査を経て後援を与えたものをいう。

(その他)

【第17条】 この規約に定めのない事項は、理事長がオンライン会議等を議論の場とし役員に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成28年4月1日より施行する。

〔改正〕 平成26年7月20日

平成28年3月12日